

令和2年8月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年8月6日（木）午前9時30分より、臼杵市役所 野津庁舎3階会議室において、会長が8月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 3番 内藤 康弘 委員 4番 藤嶋 祐美 委員

5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員 7番 柳井 博之 委員 8番 城野 幸司 委員

9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 非農地証明願いについて

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 議事に先立ちまして、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席であります。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号7番 柳井 博之委員と、議席番号8番 城野 幸司委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページとなります。
議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年8月6日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、田 942㎡ を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号 2、畑 690 m² を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号 3、田 690 m² を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3 条申請 3 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべて満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

7 月 27 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城野委員 私、城野より、7 月 27 日に実施しました議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号 1 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在栗が栽培されています。許可後は整地の上、サツマイモの作付けを行っていくとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在草刈り等により管理されています。許可後はネギの作付けを行っていくとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1枚の田で、水稻が作付けされています。許可後も水稻の栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請3件について調査報告となります。皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、地元の推進委員さんより報告をお願い致します。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は畑になっており、現在栗が栽培されています。今後は整地の上、サツマイモの作付けを行っていくとのことです。許可については、特に問題はないかと思われま

議 長 次に第18地区の北迫推進委員さん。

北 迫 第18地区、推進委員の北迫です。

推進委員 番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は1筆の畑で、現在草刈り等により管理されています。許可後はネギの作付けを行っていくとのことです。許可については、特に問題はないかと思われま

議 長 次に第17地区の新名推進委員さん。

新 名 第17地区、推進委員の新名です。

推進委員 番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は1枚の田で、すでに水稻を作付しています。許可については、特に問題はないかと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 8 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページです。

番号 1、畑 109 m² について、駐車場用地として利用している土地です。農地の区分は 3 種農地となります。

この案件については既に転用されているため追認となります。

番号 2、田 1,176 m² について、畑として利用するための一時転用となります。農地の区分は 3 種農地となります。

番号3、田 178 m² 外4筆 合計 991 m²について、土地区画整理事業による宅地分譲保留地とするための申請となります。農地の区分は3種農地となります。

以上、4条申請3件については、立地基準、一般基準については全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第4条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

尚、番号3の案件につきましては、調査委員の現地調査報告後に事務局より詳細説明を行います。

以上、4条申請3件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城野 議案第44号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

委員 番号1は、駐車場として利用するものです。申請地は昭和54年に転用され、現在まで駐車場として使用されています。この件について申請者より始末書が提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、一時転用により埋め立て畑として利用するものです。申請地は住宅地に挟まれており、現在は休耕状態にあります。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、土地区画整理事業に関して、3区画の宅地分譲保留地を設けるものです。申請地は土地区画整理事業の認可を受け、現在工事が進んでいます。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きます。推進委員より報告をお願い致します。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。番号1、2、3まとめて報告致します。

推進委員 番号1は、駐車場として利用するものです。申請地は昭和54年に転用され、現在まで駐車場として使用されています。周囲には特に影響を及ぼす農地も無いので、転用に関しては特に問題はないかと思われま

す。番号2は、一時転用により埋め立てて畑として利用するものです。水田の耕作者が無くなり、水田の管理ができないことから、畑にしたうえで、露地野菜を植えて管理していきたいとのことです。申請地の両脇はすでに宅地化されています。周囲の農地への影響も特にないと思われま

す。番号3は、土地区画整理事業に関して、3区画の宅地分譲保留地を設けるものです。申請地の周辺は、道路及び住宅地になっており、特に影響を受ける農地はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページとなります。

議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 8 月 6 日 臼杵市農業員会 会長 疋田 忠公

番号 1、田 209 m² 外 1 筆 合計 389 m² について、所有権の移転を行い、2 区画の宅地分譲地として造成するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、畑 461 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅を建設するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 3、田 330 m² について、所有権移転を行い、資材置き場として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 4、畑 384 m² 外 1 筆 合計 615 m² について、所有権移転を行い、駐車場及び資材置き場用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 5、田 198 m² について、所有権移転を行い、園児の運動場として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 6、畑 330 m² について、所有権移転を行い、一般住宅として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5条申請6件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請6件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

陶山委員 私、陶山より、7月27日に実施しました議案第45号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、所有権を取得し、2区画の宅地分譲用地として利用するものです。申請地は2筆で、現在は草刈りにより管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在はカボスが栽培されています。収穫後、整地の上、住宅を建築するとのことです。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、所有権を取得し、資材置場として利用するものです。

申請地は2筆の田で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、所有権を取得し、資材置場および駐車場として利用するものです。

申請地は2筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。

一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号5は、所有権を取得し、運動場として利用するものです。

6月総会で審議した運動場用地の隣にあり、今回はこちらの土地についても取得できたことから申請したものです。

申請地は1筆の田で、現在は休耕状態にあります。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号6は所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。

一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請6件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、地元の推進委員さんからの報告をお願い致します。

玉田 番号1、3、5をまとめて報告致します。

推進委員 番号1は、所有権を取得し、2区画の宅地分譲用地として利用するものです。隣は以前に許可を受けた農地で、現在住宅の建築工事が始まっています。周辺には特に影響を及ぼす農地も無く、特に問題はないかと思われまます。

番号3は、所有権を取得し、資材置場として利用するものです。申請地の隣は、すでに住宅地や進入路になっています。周辺には特に影響を及ぼす農地も無く、特に問題はないかと思われまます。

番号5は、所有権を取得し、運動場として利用するものです。周辺の農地とはブロック等で区切りがされており、特に問題は生じないかと思わ

れます。

議 長 続きまして、第5地区の安東推進委員さん。

安 東 第5地区、推進委員の安東です。

推進委員 番号2は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地の南北は、すでに転用許可を受けた土地であります。周辺の農地へも特に影響はなく、問題はないと思われま。

議 長 続いて、第6地区の板井推進委員さん。

板 井 第6地区、推進委員の板井です。

推進委員 番号6は所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地の周辺では、近年、住宅の建築が進んでいます。排水等の始末についても考慮されており、周辺の農地に特に影響はないかと思われま。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 46 号 非農地証明願いについて、事務局より説明および報告をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第 46 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 8 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 109 m² については、永年耕作しておらず非農地化した土地に該当します。チェックリストについては、③の森林化して、農地に復元することが困難な土地で、ア～オのすべての要件を満たしている土地と思われま

番号 2、畑 495 m² 外 1 筆 合計 1,043 m² については、永年耕作しておらず非農地化した土地に該当します。チェックリストについては、③の森林化して、農地に復元することが困難な土地で、ア～オのすべての要件を満たしている土地と思われま

番号 3、田 81 m² 外 1 筆 合計 2,114 m² については、永年耕作しておらず非農地化した土地に該当します。チェックリストについては、③の森林化して、農地に復元することが困難な土地で、ア～オのすべての要件を満たしている土地と思われま

番号 4、田 63 m² については、永年耕作しておらず非農地化した土地に該当します。チェックリストについては、③の森林化して、農地に復元することが困難な土地で、ア～オのすべての要件を満たしている土地と思われま

番号 5、畑 66 m² 外 2 筆 合計 330 m² については、永年耕作しておらず非農地化した土地に該当します。チェックリストについては、③の森林化して、農地に復元することが困難な土地で、ア～オのすべての要件を満たしている土地と思われま

番号6、畑 1,527 m² については、永年耕作しておらず非農地化した土地に該当します。チェックリストについては、③の森林化して、農地に復元することが困難な土地で、ア～オのすべての要件を満たしている土地と思われます。

以上、非農地証明願6件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第46号 非農地証明願いについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第46号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第47号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 17ページとなります。

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和2年8月6日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次長 別冊の農用地利用集積計画（第8号）「令和2年8月6日公告予定」です。1ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和2年7月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

説明については1ページの合計で説明します。

田については、6,579 m² 5筆です。畑については、47,150 m² 41筆です。合計面積は 53,729 m² 46筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が24名に対しまして、借り手は16名となります。2ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となります。

以上、簡単ではございますが、令和2年8月6日公告予定の農用地利用集積計画（第8号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第47号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第47号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。